	/ = 40 = 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	TO 1 > 1 O = 6 1	@
骨観計曲区域内	(景観形成重点地区以外)	における行為のチェックシート	・【(1)くらし・(2)みなと	• (3) 目然共生

(ソーラーパネル) NO.4 用途地域 現況修景の特徴 デザインコンセプト 作成日 行為地域 デザインテーマ 市街化調整付近に住宅は少なく、田畑や雑木林が多い。 パネルの高さを抑え、周囲と調和させる。 地区計画 ※添付書類のうち、付近写真は、計画の建築と周辺の景観の関係が確認できるように、 □確認していない 様々な角度から撮影したカラー写真を添付してください。 □確認していない ※当該物件において、該当する景観形成基準の有無を確認し、該当しない場合は、 具体的な配慮・工夫の内容の記述は不要です。 「半田市ふるさと景観計画パンフレット」(全6ページ)の内容(窓口配付またはホームページよりDL可) ■確認 事前確認事項 「半田市ふるさと景観計画」(全119ページ)の内容(ホームページよりDL可) ■確認 「半田市景観形成ガイドライン」(全119ページ)の内容(ホームページよりDL可) ■確認

				一十四川永	現形成ガイドフイン」(全119^ -シ)の内容(ホームヘ -シ よりDL可)	■催認 □催認していない	
	項	目	風景地域	重要度	景観形成基準	適合チェック	具体的な配慮・工夫の内容(配慮しなかった場合の理由) 評価
-	配	置	共通	義務	工作物の配置は、道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮しているか。	■配慮した □該当なし	周辺に既存するソーラパネルと調和するようにパネルの配置をする。
		形 態	共通	義務	意匠の工夫により、周辺との調和を図っているか。	■配慮した □該当なし	架台の高さを2000mm以下にして目立たないようにした。
			共通	義務	<u>側面及び背面の形態や意匠</u> も、周辺との調和に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	側面や背面は、周辺と調和するよう架台を低くして、与える影響を少なくした。
	形意		共通	努力義務	種類及び用途に応じて集約化に努めているか。	■配慮した □該当なし	全てのアレイ構成を同一にすることで、パネルを集約させた。
			共通	努力義務	【歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合】周囲の建物との調和に努めている か。	□配慮した ■該当なし	一(歴史的意匠を持つ建築物が隣接:隣接する建物が木板の壁であるため、調和 を考え、ソーラーパネルが見えないよう、木板塀で囲った。)
			③自然共生	努力義務	周囲の建物や自然との調和に努めているか。	■配慮した □該当なし	自然との調和を図るため、フェンスにつるなどで緑化を行う。
	材	料	共通	義務	時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用しているか。※自然素 材をそのまま使用する場合は適用しない。	■配慮した □該当なし	パネルフレーム・アルミ架台には、アルマイト被膜処理の物を使用する。
			共通	義務	各立面積の10分の1以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の 範囲から選定して使用しているか。※自然素材を着色せずに使用する場合は、 景観計画の色彩基準は適用しない。		= 7 7 /51
			①くらし/ ②みなと	義務 (必修)	R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	□配慮した ■該当なし	- (下記と同様に) 百「し」 「」 「」
			③自然共生		R(赤)及びYR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	■配慮した □該当なし	パネル: ○YR △/□ 架台: ○YR △/□
	色	色 彩 - -	共通	義務	彩度・明度の高い色の使用は避けているか。	■配慮した □該当なし	彩度・明度の高い色は使用しなかった。
			共通	義務	【アクセントカラー(主要な色を補完するために使う色)を使用する場合】使 用する色彩相互の調和やバランスに配慮しているか。	□配慮した ■該当なし	アクセントカラーは使用していない。
			共通	努力義務	【商店街以外の場合】周囲のまちなみに調和した色彩に努めているか。	■配慮した □該当なし	周囲に多い色彩を使用している。
			共通	努力義務	【商店街の場合】賑やかなまちなみにふさわしい色彩に努めているか。	□配慮した ■該当なし	- (商店街:賑やかなまちなみに合わせアクセントカラーに彩度の高い色を使用する。)
		②みなと/ ③自然共生	義務	使用する色数は少なくしているか。	■配慮した □該当なし	2色のみ使用している。	
	附帯	施設	共通	義務	<u>附属物</u> は、工作物と一体的なデザインに努めているか。	■配慮した □該当なし	附属物は、工作物と同様の色とし、一体的なデザインに努めている。 (ない場合は附属物はないと記載。)
開発行為 ┝	擁	壁	共通	努力義務	材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めているか。	□配慮した ■該当なし	
	既存	樹木	共通	努力義務	<u>敷地内にある良好な景観を形成している樹木など</u> は、保全・活用に努めているか。	□配慮した ■該当なし	
			共通	努力義務	<u>掲出する広告物</u> は、必要最小限とし、効率的に設置しているか。	□配慮した ■該当なし	
	上生物	л	共通	努力義務	まちなみに配慮したデザインに工夫しているか。	□配慮した ■該当なし	
屋外広告物 -			①くらし	努力義務	【住宅地の場合】点滅式の電飾看板や反射材は使用していないか。	□配慮した ■該当なし	
			②みなと/ ③自然共生	義務	点滅式の電飾看板や反射材は使用していないか。	□配慮した ■該当なし	